



# 佐賀県公報

平成17年  
3月31日  
(木曜日)  
号外第8号

（印は、県例規集に登載するもの）

## 目次

### 告示

- ◎ 姦博記念地域活性化事業費補助金交付要綱の一部改正  
（二八一・県民協働課）一
- ◎ 佐賀県家庭相談員設置規程の廃止  
（二八二・母子保健福祉課）三
- ◎ 佐賀県母子自立支援員設置規程の一部改正  
（二八三・"）三
- ◎ 佐賀県南西部等地域企業立地資金融資要綱の一部改正  
（二八四・新産業課）三
- ◎ 佐賀県中小企業倒産関連保証制度要綱の一部改正  
（二八五・商工課）三
- ◎ 佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の一部改正  
（二八六・"）三
- ◎ 佐賀県中小企業労働福祉施設整備資金貸付要綱及び佐賀県中小企業障害者・高齢者労働福祉施設整備資金貸付要綱の廃止  
（二八七・労働課）六
- ◎ 佐賀県農業改良普及職員設置規程の一部改正  
（二八八・農産課）六
- ◎ 佐賀県営林巡視員規程の一部改正  
（二八九・林業課）六
- ◎ 公金事務取扱要領の一部改正  
（二九〇・会計課）六
- ◎ 佐賀県育英学生選考委員会規程の一部改正  
（告示・六）七
- ◎ 海区漁業調整委員会事務局設置規程の一部改正  
（告示・一）七

## ○ 告示

### ● 佐賀県告示第百八十一号

姦博記念地域活性化事業費補助金交付要綱（平成九年佐賀県告示第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第五条に次の一項を加える。

3 規則第四条第三項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、十四日とする。

第六条第一項第二号ただし書中「二十パーセント」を「三十パーセント」に改め、「増減」の下に「（地域活動活性化枠については、補助事業に要する経費の三十パーセント以内の増減）」を加える。

様式第三号の別紙二を次のように改める。

(別紙2)

収 支 決 算 書

	区 分		予算額(円)	決算額(円)	増減(円)
	収       入	焱博記念地域活性化事業費補助金			
自己 資金		市町村負担金(一般枠のみ)			
		寄付金、企業協賛金			
		その他			
事業 収益 金 その 他の 収入		事業収益金			
		入場料、参加料			
		市町村補助金			
		他の補助金、助成金			
		その他			
合 計					

	区 分	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	内 訳			
					項 目	予算額(円)	決算額(円)	増 減 (円)
支   出								
	合 計							

(注) 収支の明細がわかる資料を添付すること。

附則  
この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第百八十二号

佐賀県家庭相談員設置規程(昭和四十一年佐賀県告示第百三十号)は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第百八十三号

佐賀県母子自立支援員設置規程(昭和二十六年佐賀県告示第百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第四条の表中

六	佐賀郡 神埼郡 三養基郡 小城市	を	に、「二」を「一」に改める。
	佐賀郡 神埼郡 三養基郡		
五	佐賀郡 神埼郡 三養基郡	を	に、「二」を「一」に改める。
	佐賀郡 神埼郡 三養基郡		

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第百八十四号

佐賀県南西部等地域企業立地資金融資要綱(平成五年佐賀県告示第百六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一号中「、芦刈町」及び「、福富町、有明町」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第百八十五号

佐賀県中小企業倒産関連保証制度要綱(昭和四十三年佐賀県告示第百六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第二号中「破産、和議開始」を「破産手続開始、再生手続開始」に改め、同条第三号中「前渡金、返還請求権」を「前渡金返還請求権」に改める。

様式中「原告」を削り、「被告」を「債」に、「申込者」

申込企業名	①	住	所	に、
	を	法人名又は商号		
		代表者又は氏名	②	

「佐賀県中小企業倒産関連保証損失補償要綱」を「佐賀県中小企業倒産関連保証制度要綱」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第百八十六号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱(平成八年佐賀県告示第百六十五号)

号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第六条第三号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 事業再生資金

別表の経営革新支援貸付の企業立地等資金の項の貸付対象の欄中「1について

ては」を「1及び2については」に改め、同表の経営安定化貸付の項中

「

<p>円滑化借換資金</p> <p>中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づき市町村長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金(既存債務の借換資金(中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸付けを除く。)を含む。)</p>		<p>年 0.71パーセント以内</p>	
<p>災害復旧資金</p> <p>知事が認める特定の地域において、天災又はこれに準ずる災害で知事が認めるものによる被害を受け、経営の安定に著しい影響を受けた中小企業者で、当該被害を受けたことについて当該事業所の所在地を区域とする市町村長その他知事が必要と認められる者(以下「市町村長等」という。)の証明を受けたものが知事が別に定める期間内に災害復旧を行うために必要とする事業資金</p>	<p>市町村長等の証明する被害金額(当該被害金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円)</p>	<p>有担保 年0.94パーセント以内 無担保 年1.01パーセント以内</p>	<p>1 原則として、月賦償還とする。 2 1年以内の据置期間を置くことができる。</p>

を

」

円滑化借換資金	中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく市町村長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金（既存債務の借換資金（中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸付けを除く。）を含む。）		年 0.71パーセント以内	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保（原則として融資対象物件に限る。）又は連帯保証人（原則として代表者又は事業承継予定者等に限る。）を徴求することができる。
事業再生資金	事業の再生を図る次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金であつて、中小企業再生支援協議会が必要と認めたもの 1 中小企業再生支援協議会による再生計画の策定支援を受けている中小企業者 2 策定した再生計画に基づき、中小企業再生支援協議会の支援の下で事業を実施している中小企業者	設備資金10年以内（不動産の取得を主な内容とするものについては、15年以内） 運転資金7年以内	有担保 年0.94パーセント以内 無担保 年1.01パーセント以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 1年以内の据置期間を置くことができる。
災害復旧資金	知事が認める特定の地域において、天災又はこれに準ずる被害で知事が認めるものによる被害を受け、経営の安定に著しい影響を受けた中小企業者で、当該被害を受けたことについて当該事業所の所在地を区域とする市町村長その他知事が必要と認めたる者（以下「市町村長等」という。）の証明を受けたものが知事が別に定める期間内に災害復旧を行うために必要とする事業資金	市町村長等の証明する被害金額（当該被害金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円）	運転資金10年以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 1年以内の据置期間を置くことができる。

に於ける。

附則第六項中「平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に改める。

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県知事第百八十七号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 佐賀県中小企業労働福祉施設整備資金貸付要綱（昭和三十六年佐賀県告示第百四十七号）

二 佐賀県中小企業障害者・高齢者労働福祉施設整備資金貸付要綱（平成五年

佐賀県告示第百五十六号）

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第百八十八号

佐賀県農業改良普及職員設置規程の一部を改正する規程

佐賀県農業改良普及職員設置規程（昭和二十六年佐賀県告示第百八十三号）

の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「助長するため、」の下に「農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第二項に定める事務を行う者として、」を加える。

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第百八十九号

佐賀県営林巡視員規程（昭和三十六年佐賀県告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第三条第二項中「三回」を「二回」に改める。

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第百九十号

公金事務取扱要領（平成四年佐賀県告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第六条第二項を次のように改める。

2 取扱店、収納代理店又は取次店が前項の規定により公金を収納したときは、

公金及び納入領収済通知書、払込領収済通知書又は返納領収済通知書（以下

「領収済通知書」という。）を取りまとめ店に送付しなければならない。

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第

六項中「県税（県税に付随する収入金を含む。）に係る公金」を「公金」に改

め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とす

る。

第七条中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に改める。

第十一条第三項を次のように改める。

3 取引店は、出納長が交付した支払書と引換えに支払を行ったときは、その

都度、直接払済書に出納日付印を押し、当日分の支払が終了した後、直ちに、

当該直接払済書により出納長に報告しなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

4 取引店は、出納長から前項の規定により報告した直接払に係る支払済合計額を券面金額とする小切手の交付を受けたときは、小切手振出済通知書に出納日付印を押して、これを出納長に送付しなければならない。  
様式第十号中「**取引店**」を削る。

附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第六号

佐賀県育英学生選考委員会規程（平成十四年佐賀県教育委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

第二条第二項中「教育長」を「総務課長」に改め、同条第三項第一号中「県立高等学校長」を「県立高等学校」に改め、同項第二号中「私立高等学校長」を「私立高等学校」に改め、同項第三号中「市町村立中学校長」を「市町村立中学校」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第四条に次の一項を加える。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 海区漁業調整委員会事項

●佐賀県有明海区漁業調整委員会

告示第一号

●松浦海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会事務局設置規程（昭和五十二年

佐賀県有明海区漁業調整  
松浦海区漁業調整委員会

委員会

告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会 長 山 崎 龍 馬

松浦海区漁業調整委員会

会 長 宮 崎 孝 俊

第三条第一項第二号中「（局長にあつては、県内旅行に限る。）」を削り、同項第三号から第五号までの規定中「（局長を除く。）」を削り、同項第八号中「第五条」を「第六条」に改める。

附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)